



企業団地に、三洋エナジー南淡株が進出

建設工事が始まる

南あわじ市が推進していた企業誘致の取り組みが実を結びました。このほど三洋エナジー南淡株が南あわじ市企業団地（榎列上幡多）へ新工場を建設します。



▲企業団地の工場建設地で行われた地鎮祭

7月14日、工事を始めるにあたって建設予定地で地鎮祭が行われました。工場は、来春に完成する予定で、世界的に需要の多い携帯電話やノートパソコン向けのリチウムイオン電池が生産されます。これにより新規雇用を進めていきます。

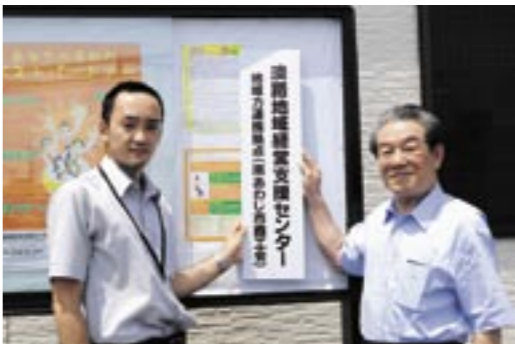
市では、産業の振興と、少子化の一因となっている雇用の場確保のため、合併当初から企業誘致に取り組んでおり、本年2月に「南あわじ市企業立地基本計画」を策定。3月に、経済産業省と国土交通省から同意を受け、県と市、立地する企業が国の支援措置を受けることができるようになりました。4月には企業誘致課を設置、計画を元に更なる推進に取り組んでいます。

地鎮祭には、関係者約70人が出席。中田市長から「企業団地へ進出を頂き、市としてもこの上もない喜びです。今後も御社の更なるご発展を心からお祈りします」とあいさつがありました。

経営の相談、無料で対応

淡路地域経営支援センターが開設

島内の中小企業の方々に対し、経営力の向上や新規事業展開などの課題解決に向けて、



▲南あわじ市商工会本所前に看板を掲げる志智宣夫商工会長（右）と職員の本木崇さん

専門の相談員「応援コーディネーター」がアドバイスする「淡路地域経営支援センター」が、5月30日、南あわじ市商工会内に設立されました。

南あわじ市では、産業振興と雇用の拡大を目的に、このセンターの設立に補助金100万円を交付しました。

このセンターでは、応援コーディネーターが常駐して相談業務にあたり、必要に応じて専門家を無料で派遣する事業や、これらから経営者となる後継者や女性向けのセミナーも開催。新たな

一本釣りぬしめ鯔フェアを開催

6〜7月は、アジの身に脂がのり、旬の味を最も楽しめる季節。7月20日、「ぬしめ鯔（キアジ）」をPRしようと、イングリッドの丘でアジフェアが開催されました。用意されたアジは1800匹。身に傷がつかないように、

全て一本釣りで釣られていきます。試食した人は、「身がきれいな刺身やたたきで食べると甘いですね」と話していました。当日は、観光客も多く訪れ、アジの土産を買って帰る客が目立ちました。



▲アジ料理を楽しむ来場者

リサイクルセンターを統合

施設の建設工事が始まる



▲榎列上幡多の建設予定地

南あわじ市では、4箇所に点在するリサイクルセンターを統合するため、新しい施設を建設します。

施設が完成すると、これまで一般廃棄物の分別収集の区分が異なっているものを統一でき、新たに容器包装のうち最も組成比率の高い「その他プラスチック製容器包装」のリサイクル資源化が可能となります。

施設では、ペットボトルやその他プラスチックを機械で

圧縮、減量化の中間処理を行い、再生事業者へ引き渡します。循環型社会にふさわしいリサイクル推進施設の完成を目指します。

建設場所は、成相川沿いの八木榎列浄化センターに隣接する榎列上幡多1911番地。

7月14日に現地で行われた建設工事の安全祈願祭では、関係者約20人が出席、神事が行われました。施設は、来年3月に完成、4月からの稼働を目指します。

下水道の役割、わかりやすく

小学校で下水道教室

下水道の役割や必要性について、理解を深めてもらうと、市内の小学4年生を対象に「下水道教室」が6月9日〜7月9日まで、市内15の小学校で行われました。教室では、汚水がマンホールを通り、浄化センターできれいになるまでの様子をアニメで紹介したビデオを上映。その後、市役所職員が、下水道管の現物や、浄化センターで働くバクテリアが入った容器を見せたり、手作りの紙芝居を用いて説明したりしました。「家庭から油を流すと下水道管にこびりつき、また浄化施設の機械が壊れます。絶対にしないよ」と注意も呼びかけました。最後に質疑応答があり、子どもたちは熱心に質問していました。

この教室を受けた子どもたちの感想文と、教室で使った教材の一部を、8月8日までショッピングセンター・パルティで掲示しています。ぜひご覧ください。



▲下水道の役割について説明する市職員（八木小学校）

「南あわじ市どぶろく特区」

国の「構造改革特区」の認定を受ける

国の規制緩和措置の一環として実施されている「構造改革特区」に、「南あわじ市どぶろく特区」が7月9日、認定されました。

「南あわじ市どぶろく特区」は、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（どぶろく）を製造する場合に、製造免許の取得に必要な最低製造数



▲濁酒（イメージ）

量基準（年間6kl以上）が適用されず、酒類製造免許を受けられることが可能となる規制緩和です。早速、この制度を利用して、農家民宿「きたや」（倭文）が、製造免許を取得する予定です。南あわじ市では、濁酒を製造・提供することにより、都市と農村の交流人口が増加し、地域の活性化につながることを期待しています。

制度の詳細は市のホームページに掲載しています。市長公室 ☎43・5002

南あわじ市どぶろく特区

- ◆特別区域の範囲 南あわじ市の全域
- ◆特別措置の内容 農家民宿等における特定酒類（濁酒）の製造免許の要件緩和
- ◆濁酒とは 米・こうじ・水を主な原料として発酵させたお酒で、濾さないものです。濾したものは清酒です。

酒類の製造は、酒税法による規制があり、年間製造数量が一定数量に達しない場合、酒類の製造免許を取得できません。特区の認定を受けることで、税務署などで一定の手続きを行うことにより、年間6kl未満の生産でも、酒類の製造免許の取得が可能となります。

ただし、農業者の誰もが濁酒の製造ができるわけではなく、農業のほかに農家民宿や農家レストランなどを営む農業者の方が、自ら生産した米を主な原料として濁酒を製造し、酒類の製造免許を取得した場合に限られています。